

## 鞍手町障害者活躍推進計画

機関名	鞍手町教育委員会
任命権者	鞍手町教育委員会
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
鞍手町教育委員会における障害者雇用に関する課題	鞍手町教育委員会においては、人数要件から障害者任免状況通報の報告対象外となっているが、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、障害のある職員を含むすべての職員が働きやすい職場づくりに取り組んでいくことが重要である。
目標	
①採用に関する目標	積極的に障害者を雇用するよう努める。
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせないことを目標とする。 (評価方法) 人事記録等を元に、前年度採用者の定着情報を把握し、進捗管理を行う。
取り組み内容	
①障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者雇用推進者として教育課長を選任する。</li> <li>○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</li> <li>○役割分担については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う。</li> </ul>
②障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現に勤務する障害者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出において検討する。</li> <li>○新規採用又は異動その他定期的に面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができてきているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。</li> </ul>
③障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現に勤務する障害者や今後採用する障害者については、定期的な面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。</li> <li>○措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施する。</li> <li>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。</li> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> </ul> </li> </ul>
その他	○各関係法律に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。

